

〔経営者責任と証券取引法会計（Ⅱ一完）〕

——経営者の責任解明・解除機能——

The Relation between the Managerial Responsibility and Accounting regulated under Securities Exchange Law（Ⅱ）

西村 勝 志
Katsushi Nishimura

〔目 次〕

I. 序 論	(前号)
II. 株式会社の経営者とその職能	
(1) 経営者の概念とその範囲	
(2) 経営者の職能	
III. 経営者責任における会計責任	
(1) 経営者責任	
(2) 経営者の会計責任	
IV. 経営者の責任解明・解除機能	(本号)
(1) 経営者の責任解明機能と証券取引法会計	
(2) 経営者の責任解除機能と証券取引法監査	
V. 結 論	

IV. 経営者の責任解明・解除機能

(1) 経営者の責任解明機能と証券取引法会計

証券取引法による情報開示規制の適用を受けている上場会社等は、すでに述べてきたとおり、情報開示により証券取引所などの証券市場社会を通して不特定多数の投資家から限りある金融資源を調達し、その運用から消費経済社会に商品等の給付貢献を行い、その成果配分に基づく法人税等を国・地方自治体に納める一方、労働市場社会において労働者雇用を促進している点で、わが国の経済社会に対する影響力が極めて高いといわなければならない。逆に、非上場等の株式会社では、証券市場社会から切り離された状態であって比較的狭い範囲からの資金調達を行っており、商品等の販売領域もさほど広域ではなく、また消費者数もそう多くなく、さらに納税額も巨額ではないことから、たとえそれらの会社が倒産しても一時期に

多くの会社が倒産しないかぎり、わが国経済社会に対する影響はさほど大きいとは考えられない。また、社会環境全般にわたってもその影響が著しく小さいと考えられるので、そのような小規模会社における経営者の責任は、極めて狭い範囲の外部利害関係者に対する経済的責任を問われるのみであるといっても過言ではない。証券取引法それ自体が「投資者の保護」と「国民経済の適切な運営」を設定目的とした法律であって、その適用を受ける上場会社等の経済社会ないしより広範な環境社会に対する位置づけを考慮するならば、当該経営者に証券市場の維持・活性化、さらには証券市場社会の秩序安定化を期待することもあながち無理ではないとおもわれる。それ故、証券取引法会計の機能を投資家のための投資意思決定情報提供機能のみとするのは早計であろう。

そこで、証券取引法監査を含まない意味での狭義の証券取引法会計が経営者の経済的会計責任及び社会的会計責任を具体的にどのように解明して

いるのかという問題点を取り上げることになるが、ここでは、証券取引法の特質との関係から捉えなければならない。というのも、会計規制を担う証券取引法は、情報開示の規制、証券取引の規制及び証券機関の規制によって証券取引の公正化・円滑化を図りながら、「国民経済の適切な運営」による資源の効率的配分を促し、「投資者の保護」を達成しようとしているのであり、このことが経営者の会計責任と密接に係わっているからである。すなわち、会社経営者の経営責任には、資金提供者である現在株主・現在債権者のみならず将来投資家に対する有用な投資意思決定情報の提供で「投資者の保護」を図るといった経済的会計責任が含まれるが、それ以外にも、証券市場の

(28)投資家には現在株主や現在債権者が含まれることから、投資家のための投資意思決定情報提供機能は、投資家の意思決定に有用な情報を提供する行為に関する機能のみならず、資金提供を受けた会社における経営者の経済的責任を会計情報として開示することで、経営者の経済的会計責任を果たすこともその機能のうちに含まれることが指摘できる。もちろん、投資家といえば、将来の投資家すなわち潜在投資家も含まれることから、投資家に投資意思決定に有用な情報を提供することは、結果として効率よく会社資金の提供を受けることになり、そのことが証券市場の確立ないし証券市場の活性化等に通ずる。会社が安定して証券市場から資金提供を受けるためには、証券市場社会との共存ないし繁栄を図る必要があり、そのことが経営者の社会的責任の一つにもなってきた。したがって、投資意思決定情報提供機能を経営者責任との関係から捉えれば、証券取引法会計は経営者の経済的責任を解明するとともに、投資意思決定情報の提供によって証券市場の活性化ないし証券市場社会の秩序安定化をもたらす経営者の社会的責任を解明することにもなる。さらに、経営者の経済的責任については、現在株主や現在債権者に対する経済的責任解明機能(狭義)と将来の投資家に対する経済的責任をも含めた経済的責任解明機能(広義)に分けることができる。したがって、投資意思決定情報提供機能は、会計行為の面から捉えたものであるが、これを経営者責任との関係で捉えれば、そこに内在する証券市場の活性化機能等を導き出すことができる。

維持・活性化ないし証券市場社会の秩序安定化を図るといった社会的会計責任も含まれている。換言すれば、会社経営者が彼らに対して投資意思決定に有用な会計情報を提供することで、限りある金融資源の効率的配分を図り、その配分によって証券市場の維持・活性化等をもたらすとといった効果も期待でき、そのことで長期安定的に会社資金の調達を図ることができるからである。したがって、有用な投資意思決定情報の提供は、長期安定的に資金調達を図らなければならない経営者の経営内部責任の一つであるとともに、同時に会社に影響を及ぼす社会環境を考慮する経営者の社会的会計責任の一つでもある。その結果、証券取引法会計が経営者の社会的会計責任のうち証券市場の維持・活性化等をもたらす責任を果しているかどうかを明らかにすることも、投資意思決定情報提供機能に内在する機能の一つに挙げられる。

それ故、経営者責任に含まれる社会的会計責任と証券取引法会計との関係は、証券取引法における情報開示の規制を媒介とした証券市場の維持・活性化等に求められる。もちろん、経営者責任には経済的会計責任も含まれることから、証券取引法会計の機能を投資家のための投資意思決定情報提供機能(28)とすれば、経営者責任に含まれる経済的会計責任と証券取引法会計との関係は、情報開示の規制を媒介とした現在株主や現在債権者さらには将来投資家に対する投資意思決定のための有用な会計情報の提供に求められる。したがって、これらの点に着目することで、経営者責任と証券取引法会計との関係は明らかにされよう。

しかしながら、証券取引法による情報開示規制の適用を受ける上場会社等は、株式会社であるが故に商法の適用を受け、企業会計原則などの「公正ナル会計慣行」を斟酌しながら商法の計算規定に基づいて会計情報を作成し、(証券取引法監査を含まない意味で)狭義の証券取引法会計に基づいて財務諸表の形式で投資家に開示している現状から、経営者責任と証券取引法会計との関係で証券取引法会計の責任解明機能を取り上げる場合には、まず(商法監査を含まない意味での)狭義の商法会計における経営者の経済的責任解明機能を

明らかにするとともに、それとの比較から狭義の証券取引法会計における経営者責任説明機能の特質を浮き彫りにしていく。というのも、商法会計のそれは、利害調整機能を中心に置いている点にその特質が認められ、その影響を証券取引法会計が受けていることは否定できないとしながらも、証券取引法会計独自の経営者責任説明機能とは本質的に異なるので、その具体的な違いを強調することで、証券取引法会計における経営者責任説明機能の特質を指摘したいと考えるからである。

① 商法会計における経済的責任説明機能

狭義の商法会計は、債権者保護を基本理念とした利害調整機能が根底にある。すなわち、債権者を中心として株主との利害調整及び経営者との利害調整を図るとともに、株主と経営者との利害調整を図るものでもある。商法は商人一般を適用対象としながらも、経済社会への影響を顧慮すれば、商法の計算規定が継続企業を前提とした株式会社を適用対象とし、より厳密な計算規定として設けられているのも当然である。この株式会社の特質には、株主が企業経営に直接参加しないことから株主は出資分のみ責任しか負わないとする株主有限責任制、市場性ある株式であれば株主の自由意思によってその譲渡が可能である株式自由譲渡制、さらには株主に代わって重役とよばれる経営者たちが企業経営を直接担当する重役制度などが挙げられる。これらの特質を基にしながら会社における経営意思決定への関わりとその影響の大きさ、さらにはその責任の重大さを顧慮すれば、経営者が会社の外部利害関係者の中心に株主を置いていることが容易に理解される。その結果として、株主利益よりも債権者利益にとって不利な結果をもたらす場合が多い。それ故、法の立場からすれば、株主と同様に資金提供者である債権者に対する利益擁護の必要性が認められ、商法の基本思考には債権者の保護が存するのである。また、経営者は自己の利益のために会社利益ないし株主利益を不当に害する虞もあるので、債権者保護を逸脱しない形で経営者に対する会社ないし株主の保護が要請される。

そこでは、まず債権者保護が重視され、債務弁済の担保財源たる純資産額の維持が要請されることになる。この純資産額は、株主からの拠出分や法律で維持すべきと定められた利益準備金などであって債権者に対する担保財源となるから、株主に対して配当制限し、配当不能額を明確に算定しておくことが必要である。したがって、そこでの計算原理は、株主に対する配当不能額の算定を意図しており、株主総会へ提出される貸借対照表から導き出される配当可能限度額の計算原理であるとされる。商法がいかに債権者保護を謳っても、特定の会社財産を維持することで債権者の利益を積極的に擁護するわけにはいかないで、その計算原理は、会社の純資産額が配当などとして無制限に社外へ流出しないように消極的に純資産額の維持を図り、配当可能限度額を計算し、会社債権者の利益が著しく害されないように要請する原理である。

また、配当可能限度額の計算にあたって、株主の利益擁護に役立つ会社の収益力表示のための適正な期間損益計算が可能となるように損益法計算原理を導入している。もちろん、継続企業の収益力表示に関するかぎり、株主のみならず債権者にとっても共通した関心内容であるといえる。逆に、経営基盤が脆弱となった場合には、株主と債権者の間に利害の対立がみられるので、商法は、債権者保護の立場から債務弁済の担保財源たる純資産額の維持が要請されるのである。したがって、商法の計算原理は、会社の経営基盤が安定している状態である場合、損益法原理の導入に基づく配当可能限度額の計算によって株主と債権者の利益を法的に擁護することが可能となる一方、会社の経営基盤が脆弱となった場合でも、これに対処できるように、損益法原理に一定の制約を加えることで担保財源たる純資産額の維持を図り、債権者の利益を擁護しているのである。この場合、純資産額の維持とは、純資産額に見合うだけの処分価値のある資産を会社に維持することではない。このような維持は、非現実的である。また実際には、会社の倒産によって会社債権者が債権の弁済を受けることはほとんど不可能であり、可能

であったとしても著しく不利な場合が多い。むしろ、会社の収益性に着目して、営業の一括譲渡によって弁済を受けるか、強制的に第三者に管理を委託し、継続的な経営活動による利益から長期にわたって少しずつ弁済を受けるのが一般的であり、債権者に有利な結果となる。

したがって、商法計算原理では、継続企業を前提とするかぎり、株主と債権者との関心内容が会社の収益力表示という意味で一致している。しかし、会社が倒産状態にある場合に、収益力表示よりも純資産額の維持が重視されるが、その場合でも、その分だけの収益力のある資産が維持されていけばよい。

そこで、商法会計では、株主及び債権者から資金提供を受けた経営者が、共通の関心内容である企業の経営活動の結果としての収益力を「計算書類」⁽²⁹⁾の形で株主及び債権者に提供しなければならないのであり、そこに経営者に対する経済的会計責任が存しているといえる。もちろん、継続企業の収益力を判断する場合は、単に損益計算書のみで足りるものではなく、適正な期間損益計算のための連結環としての役割を担う貸借対照表、営業報告書、附属明細書などを総合的に分析・検討することが必要である。このような「計算書類」を作成・公表することで、経営者に対する経済的会計責任が解明されることになる。また、国・地方自治体への納税義務を有する株式会社では、当該経営者にその申告書の提出義務が存する。株式会社の納税額は、道路整備といった株式会社の環境改善等に支出されたりするので、株式会社にとって単なる負担額を意味するものではない。株式会社の経営活動による公害を防止する事業を国・地方自治体が行う場合にも、株式会社の納税

額が利用されたりしている。この納税額は、商法会計の確定決算主義により、課税の公平性の見地から、企業会計の利益計算を修正して益金と損金との差額として計算されるものであるから、商法会計での確定決算での計算書類が重要となってくる。したがって、納税額の計算表示もまた、国・地方自治体に対して経営者の経済的会計責任を解明するものであると考えられよう。

② 証券取引法会計における経済的・社会的責任 解明機能

では次に、狭義の証券取引法会計がどのように経営者の経済的会計責任及び社会的会計責任を明らかにしているのかといった問題点に着目しながら、具体的な会計規制の内容を取り上げることで、証券取引法会計における経営者の責任解明機能を検討していく。

経営者責任を会計情報の形で投資家に解明する証券取引法会計の企業内容開示は、直接開示書類である有価証券証券届出書（ないし目論見書）並びに間接開示書類である有価証券報告書、半期報告書及び臨時報告書により行われている。そのうち、有価証券届出書や有価証券報告書にある「経理の状況」欄には、財務諸表が記載されるが、これ以外にも、主な資産・負債及び収支の内容、有価証券等の時価情報などが記載される。また、「企業集団等の状況」欄には、連結財務諸表として、連結貸借対照表・連結損益計算書・連結剰余金計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書⁽³⁰⁾以外にも、セグメント情報、関連当事者との取引などが記載される。有価証券届出書・有価証券報告書における「経理の状況」欄及び「企業集団等の状況」欄に記載される財務諸表・連結財務諸表、並びに半期報告書の「経理の状況」欄に記載される中間財務諸表は、財務諸表規則・同取扱要領、連結財務諸表規則・同取扱要領、中間財務諸表規則・同取扱要領によって作成される（証取法第193条、財規第1条、連財規第1条、中財規第1条）。

投資家にとっての投資判断資料の中心になっている情報は、財務諸表・連結財務諸表・中間財務

(29)商法が決算にあたって作成すべき計算書類には、貸借対照表・損益計算書・附属明細書・利益ノ処分又ハ損失ノ処理ニ関スル議案（利益処分案または損失処理案）及び営業報告書がある（商法第281条）。

(30)連結キャッシュ・フロー計算書は、個別キャッシュ・フロー計算書とともに2000（平成12）年3月末の決算時に作成される予定となっている。

諸表等から得られる財務情報であることから、そのための企業内容開示制度（ディスクロージャー制度）が、上記の「財務諸表規則」・「連結財務諸表規則」・「中間財務諸表規則」・「監査証明省令」・「届出省令」及び「公開買付省令」である。これらのうち、とくに「財務諸表規則」は、1963（昭和38）年に証券取引委員会によって証券取引法第193条に基づく委任命令として公布されたが、それは有価証券届出書及び有価証券報告書に含まれる財務書類を作成するにあたって従わなければならない規則である。

しかしながら、「財務諸表規則」は、具体的な会計処理の基準を示していないばかりか、むしろ会計報告の基準を示すべきとされ、「一般に公正妥当であると認められるところの企業会計の基準」に従ったとき、その会計処理の結果を財務諸表⁽³¹⁾の形でどのように報告すべきかを明らかにしたものである。これについては、「財務諸表規則」の第2条に一般に公正妥当であると認められるところを要約した「企業会計原則」でいう、真实性の原則・明瞭性の原則・継続性の原則（表示方法の継続性も含まれる）の諸原則が尊重されるべきことを規定している点、及び公認会計士が公認会計士法や証券取引法に基づき財務諸表の監査を実施する場合において従わなければならない基準が「企業会計原則」である点からも理解できるとおり、「一般に公正妥当であると認められるところの企業会計の基準」の中心は「企業会計原則」⁽³²⁾であることは否定できない。さらに、それを補完するものとして、「商法と企業会計原則との調整に関する意見書」（商法調整意見書）、「税

法と企業会計原則との調整に関する意見書」（税法調整意見書）、「税法と企業会計との調整に関する意見書」（新税法調整意見書）、「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」、「連結財務諸表原則」、「外貨建取引等会計処理基準」、「セグメント情報の開示基準」、「先物・オプション取引等の会計基準」、「リース取引に係る会計基準」、「研究開発費等に係る会計基準」、「退職給付に係る会計基準」、「企業会計上の個別問題に関する意見」、「中間連結財務諸表等の作成基準」、「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」、「原価計算基準」、「監査基準・監査実施準則・監査報告準則」、「中間監査基準」などが挙げられる。これらをその内容から分類すれば、個別企業の個別財務諸表の作成・監査に関するものと、企業集団に関する連結財務諸表の作成・監査に関するものとに分けられる。

これらの会計基準等に基づいた証券取引法会計は、投資家保護を基本思考とし、投資家にとって有用な投資意思決定情報を提供しているが、ここでは、損益法が計算原理とされている。すなわち、投資家の主たる関心は継続企業における収益力にあるから、証券取引法会計の基本目的は期間損益を損益法原理に基づいて正確かつ適正に測定し、その結果を損益計算書に開示することである。それ故、損益法的計算思考を有する「企業会計原則」が中心になるのは、当然の帰結である。結局のところ、証券取引法会計では、経営者が投資家に財務諸表を通して会計報告責任を解明することが一つの重要な機能とされている。その意味では、商法会計においても株主・債権者に対する経営者の経済的会計責任（受託会計責任）が解明されている点で共通している。ただ、証券取引法会計では、商法会計よりも情報利用者の範囲が広範となるとともに、開示情報が詳細である。これは、上場会社等がわが国経済に与える影響を顧慮したもので、不特定多数の投資家の利益が害されないよう、「投資者の保護」を図ったためである。また、証券取引法会計によって提供された投資意思決定情報が正確かつ適正に開示される企業内容開示制度の枠内で、証券市場社会において市

(31)この場合、「財務諸表規則」第1条で規定されているように、証券取引法の規定により提出されるすべての財務計算に関する書類のうち、財務諸表に限定しているのは、「企業会計原則」におけるものと同一の体系に従ったもので、規定制定の経緯や規則の性格からみて当然のことといえる。浅地芳年著『新財務諸表規則逐条詳解』中央経済社、1967年2月、4頁参照。

(32)ここでいう「企業会計原則」とは、企業会計原則や同注解、連結財務諸表規則や同注解である。

場秩序性が確保されるとともに、証券市場の活性化がもたらされて、証券市場が発展していくことになる点で、商法会計(狭義)とは本質的な違いがみられる。会社が経営行動を行うことで自らの資金調達を積極的に維持・発展させることも重要であるが、適正な会計情報開示によって消極的ながら証券市場社会の混乱を招かないことも会社の成長過程において必要な条件の一つであり、経営者に対する社会的会計責任の一つとして課せられているのである。それ故、証券市場社会に対する適正な会計情報の開示は、経営者の社会的会計責任解明に繋がるのである。

(2) 経営者の責任解除機能と証券取引法監査

わが国における現在の法的監査制度は、商法監査と証券取引法監査が併存している。そこで、証券取引法監査の責任解除機能を取り上げる場合には、商法監査との比較からより一層その特徴が浮き彫りにされるものと理解される。したがって、各種利害関係者間の利害調整目的を中核とする商法監査の経済的責任解除機能の特徴を明らかにしながら、証券取引法監査との具体的な違いを指摘した上で、証券取引法会計における経営者責任解明機能の特質を指摘していく。

① 商法会計における経済的責任解除機能

商法会計が株主と債権者との利害調整を前提とした配当可能限度額の計算を根幹としていることから、広義の商法会計に含まれる商法監査は、株主が経営者に財産の管理・運用を委託した結果を示す会計報告(財務諸表)に対する信頼性を高めることを目的として、株主のために実施されている。もちろん、ここでの利害関係者である株主と

債権者は、会社⁽³³⁾と権利義務関係にある者のみに限られることはいうまでもない。

商法監査は、会計監査人(公認会計士もしくは外部監査法人)、監査役または監査役会によって取締役会に提出された「計算書類」に対して実施されている。その監査の後、「計算書類」が株主総会に提出されるので、商法監査は事前監査としての特徴をもっている。商法監査における監査役は、1974(昭和49)年の商法改正によってそれまでの会計監査のみならず業務監査についても職務とするようになり、取締役の職務執行を監査し、いつ何時でも取締役に對し營業の報告を求め、会社の業務及び財産の状況を調査できるようになった。また監査役は、業務監査や会計監査を行うにあたり、取締役に出席して意見を述べることができ(商法第260条ノ3)、取締役が会社の目的外の行為やその他の法令定款に違反する行為で会社に著しい損害を生ぜしめる虞がある場合には、その行為の差止め請求ができ、ときには担保を立てることなしに差止め仮処分を裁判所に請求できる(商法第275条ノ2)。さらに監査役は、自己の職務を行うにあたり必要なかぎり、子会社側に正当な理由があつて拒否しないかぎり、子会社に營業の報告を求め、その報告を受けない場合や報告の真偽を確かめる必要があれば、これを調査できるのである(商法第274条ノ3)。

加えて、1981(昭和56)年改正の商法特例法で資本金五億円以上かまたは負債総額二百億円を超える大会社に對し、監査役監査のほかに公認会計士または監査法人の監査を強制し、複数監査制度の導入が図られた。また、公認会計士や監査法人は株主総会による選任とされ、監査権限も營業報告書と附属明細書の会計に関する部分にその範囲が明確化された。その場合、監査役の会計監査は公認会計士の監査に依存しており、公認会計士が實質的に会計監査を行うので、監査役の会計監査はこれを補完する関係にあるとされる。したがって、取締役に提出する監査役の監査報告書のうち会計監査に関する部分は、会計監査人の監査の方法及び結果が相当であることを認める旨のみ記載すればよく、業務監査に関する部分が主として監

(33)商法でいう会社とは、社団性・法人性・営利性の三つを兼ね備えた企業である。会社には、合名会社・合資会社・有限会社・株式会社が、それらが商法の適用対象となる。しかし、有限会社についてのみ、商法の特別法である有限会社法が適用される。ここでは、株式会社が前提とされているため、株主と債権者との利害関係が問題とされている。

査役独自の意見となる。公認会計士監査は、「計算書類」が商法計算規定や計算書類規則に合致し、配当可能限度額の計算過程が正当であるか否かの適法性に関する意見表明であり、当面の目的は、株主総会における財務諸表の承認決議に関して株主が適切に判断するのに補助的な役割をもつとされる。公認会計士または監査法人による監査結果が監査報告書に纏められて取締役と監査役会に提出され、監査役がこの監査の結果が妥当なものであると認めた場合に、その旨及びそれ以外の事項についての監査結果が監査報告書に記載された上で取締役提出され、その謄本が公認会計士または監査法人に送付されることになる。

したがって、大会社での商法監査では、株主と債権者といった現在投資家に対し、財産の管理・運用の結果である「計算書類」が独立した公認会計士または監査法人によって監査され、監査役によって補完される。その結果、違法性や不当性の有無によってその適法性が認められるとともに、監査役によって取締役の職務執行が監査され、取締役が善管注意義務ないし忠実義務などを果たしていることをもって、経営者の受託責任（狭義）が解除されることになる。もっとも、公認会計士や監査法人もまた、監査にあたり取締役の職務執行に不正または法令定款に違反する重大な事実を発見した場合には、これを監査役会に報告する義務がある（商法特例法第8条）。このような商法監査では、作成される「計算書類」が適法であるか否かを判断することで、現在株主や現在債権者に対する経営者の経済的会計責任の解明が保証さ

れることになる。また、この商法会計の確定決算に基づいた納税額の計算表示も、国・地方自治体に対する経営者の経済的会計責任の解明が保証されることになる。

本稿は、経営者の会計責任に着目するものであるから、ここでは「計算書類」の適法性が問題とされる。「計算書類」が適法であるか否かの判断基準は、商法の計算規定・計算書類規則・会社の定款等に求められるので、公認会計士による監査は、商法の斟酌規定（商法第32条第2項）に従い、商業帳簿の作成に関する規定の解釈にあたって「公正ナル会計慣行」を斟酌することになる。また、企業会計原則は、企業会計の実務の中に慣習として発達したもののの中から、一般に公正妥当と認められるところを要約したもので、商法計算規定の解釈指針となるべきであって、その主旨に従って商法が斟酌規定を設けたのであるから、「公正ナル会計慣行」は企業会計原則を含むものと解される。これによって、後述する証券取引法監査との実質的一元化をもたらすことになる。そこで、次に証券取引法監査について取り上げることにする。

② 証券取引法会計における経済的・社会的責任解除機能

広義の証券取引法会計では、すでに述べたとおり証券取引法監査が含まれており、それは、一億円以上の有価証券の募集または売出しを行うために大蔵省に届出しようとする会社が、大蔵大臣に提出する有価証券届出書や、また大蔵省への届出の効力を生じた会社、証券取引所に上場されている有価証券の発行会社及び店頭売買銘柄の有価証券の発行会社が、毎事業年度ごとに大蔵大臣に提出する有価証券報告書に含まれる「財務書類」⁽³⁴⁾を監査対象としている。そこでは、当該会社と特別の利害関係のない公認会計士または監査法人による監査が義務づけられている。この監査のために企業会計原則や監査基準及び監査実施準則があり、さらに、これらに基づいて「財務諸表規則」や「同取扱要領」、「監査証明省令」がある。

証券取引法による財務諸表監査の目的は、証券

(34) 「財務書類」には、貸借対照表・損益計算書・利益金処分計算書または損失金処理計算書・財務諸表附属明細表である。なお、利益金処分計算書または損失金処理計算書については、商法監査が事前監査であることから監査対象である計算書類では利益処分案または損失処理案となり、株主総会によって決議される。しかし、証券取引法監査が事後監査であることから、監査対象である財務書類としての利益金処分計算書または損失金処理計算書は案ではなく、株主総会決議後の計算書となっている。

取引法でいう「投資者」の投資意思決定に有用な会計情報としての財務諸表が企業の財政状態及び経営成績を適正に表示しているか否かを明らかにすることにある。したがって、そこでの監査は、財務諸表の信頼性のみならず、その利用可能性を

(35) 高田正淳編著『会計学基礎講座／6 会計監査の基礎知識』中央経済社、1982年7月、24頁。

(36) アメリカ公認会計士協会を中心とする従来の適正性概念に対する見解は、「一般に認められた会計原則 (GAAP)」を基礎としながら、その解釈、適用方法についての指示を与え、それによって適正性を改善しようとする実務的アプローチをとっていた。また、アーサー・アンダーセンは、GAAP が会計慣行の要約を中心とし、その観点からの一般的な商人の有無によって形勢されてきたところに不適切な会計の承認という欠陥が生じたことと批判し、司法制度を範として「公正性」を適正に関連せしめて、監査人はすべての利害関係者に対する独立性を保持しなければならず、そのもとで選択適用された会計原則の妥当性を検討し、その結果として公正性の観点からの意見表明をすることを要請した。マウツは、GAAP が個別的で全般的理論がなく必ずしも一般的承認性をもたず、またそれを適用しても現実の姿を反映するという推定しか得られないと批判して、個々の状況に照らした独立監査人によるその妥当性判断が必要であることを主張し、適正性概念の構成要因として、会計上の適切性・適度な公開性・監査上の責務という三つの相互関連性ある下位概念を用いて説明した。わが国でも、久保田音二郎氏がアーサー・アンダーセンの公正性概念を援用して、「通常の注意を払う投資家」に焦点をあてて監査を制度化する必要性を解き、この投資家たちが他の利害関係者の利害無視に繋がるものではないとして、十分な事実把握・真実な会計情報・比較可能な会計情報・会計情報の十分な公開・有用にして適度な会計情報という五つを適正性概念の構成要因としていた。

Arthur Andersen & Co., *The Postulate of Accounting—What It Is, How It Is Determined, How It Should Be Used*, Chicago, Arthur Andersen & Co., 1960. 参照

R.K. Mautz and H.A. Sharaf, *The Philosophy of Auditing*, AAA, 1961, pp. 158–203. 参照

久保田音二郎著『適正表示の監査』中央経済社、1972年7月参照。

高める目的で実施されている。また、証券取引法会計での適正表示とは、適正な表示を積極的に指示するというよりも、むしろ財務諸表に不正な報告部分が見当たらないことをもって適正である、と一般に解されている。すなわち、投資家が財務諸表をもつばら投資意思決定のための情報として利用し、そこから会社の過去の趨勢並びに現況を把握するとともに将来の動向を予測しようとしている点に着眼し、財務諸表がこのような投資家の判断を誤導することのないように監査が実施されていることを示すものであるとされる⁽³⁵⁾。

したがって、このような適正表示のための監査を行うには、もちろん、財務諸表の作成手続き等が十分に検討されなければならない。そこで、会社が用いる会計処理の原則及び手続きが一般に公正妥当な企業会計の基準に準拠しているかどうか、前事業年度と同一の基準に従って継続的に適用されているかどうか、表示方法は法令の認めるところに準拠しているかどうかを判断する必要がある、これによって財務諸表における投資意思決定情報としての信頼性が保証されることになるのである。

しかしながら、歴史的経緯を辿れば、アメリカでは、機関投資家や財務分析家などが台頭することで、投資家にとって必要な会社経営の実態開示内容も異なり、投資意思決定に関する資料としての財務諸表における適正表示の概念が重大な課題となってきた。1950年頃からしだいに個人投資家よりも機関投資家が台頭し、外部利害関係者としての投資家の層に変化がみられるに至った。さらに、1960年以降の会計士の法的責任が問われる訴訟の増大によって、適正表示そのものの意味や内容についての議論が活発化したのである⁽³⁶⁾。わが国では、これまでみたとおり証券取引法監査による財務諸表監査は適正表示監査であるが、現状では、この適正性について社会の期待と公認会計士の見解⁽³⁷⁾に相違がみられる。すなわち、「一般に認められた会計原則」との準拠性が適正性と合致しているのか、社会の期待に応じて会計原則との準拠性にかぎらず、より積極的な適正性概念がのぞまれている。しかしながら、現状では、商法

や税法などから独立して適正表示を保証するものとして準拠すべき「原則」が実践規範化され、商法会計や税法会計といった制度会計の枠内に組み込まれており、結局、適正表示を目標とした独立した「原則」が設定できずに、「原則」準拠性が適正表示をもたらすとされて、適正表示に対する本来の意味での監査意見表明ができない状況である⁽³⁷⁾。

また、商法監査と異なる点を取り上げるならば、証券取引法監査は株主総会に提出した後の「財務書類」に対して行われ、その後、その「財務書類」が大蔵省・証券取引所及び証券業協会に提出されているので、商法監査と異なって事後監査としての特徴が指摘される。これは、財務諸表が「企業会計原則」や「財務諸表規則」・「同取扱要領」等に準拠して作成され、財務状態や経営成績を適正に表示しているか否かの適正性に関する意見表明であり、その目的は、不特定多数の投資家の意思決定に対して財務諸表の利用可能性を高めることにある。したがって、証券取引法監査では、現在投資家のみならず将来投資家も含んだ

証券市場社会などに対して「財務書類」が監査され、その適正性が認められることで、投資意思決定情報が適正に表示されていることが証明されるのである。その意味では、受託責任の解除というよりは、会社を取り巻く社会に対する経営者の責任解除といったところであろう。

こうした証券取引法監査には、少なくとも、批判的監査機能と指導的監査機能の二つが挙げられる。すなわち、本来的には、監査人が監査する場合、はじめから批判的な姿勢で臨み、監査対象の中に不正や誤謬の存在ないし存在の可能性を考慮するものであるから、批判的監査機能とは不正や誤謬を発見・防止する機能である。また、指導的監査機能とは、不正や誤謬を発見・防止する批判的監査機能とは異なり、投資家の投資意思決定に有用な情報として財務諸表が信頼できるものかどうかを確かめた上で、より信頼できる財務諸表の作成へと導く機能である。その意味で、指導的監査機能は投資意思決定情報提供機能を信頼性の観点から支えているといえる。批判的監査が監査意見の公式な表明として勧告形式で行われる一方で、指導的監査は監査意見表明以前では不適当な点に関する助言形式で行われる。

歴史的にみれば、中世イタリアでは、監査人が不正や誤謬を発見した場合にその金額の多寡によって監査報酬を受ける⁽³⁹⁾場合もみられ、投資家が、直接、監査人に監査を依頼するような場合には、批判的監査機能が重視されていた。その意味では、投資家のみからの批判的立場に立った極めて狭義の監査であって、監査意見表明以前の助言がなされていたわけではない。しかし、今日の証券取引法監査では、監査それ自体は、投資家が直接、監査人に依頼するのではなく、制度として社会的に要求されている。そのため、監査人は監査を要求する者（投資家）の立場で監査対象を批判的に検証するのではなく、完全に第三者的に監査を行っている。それ故に、投資家の立場からの原始的意味における批判的監査機能をもつのではなく、社会的・中立的な立場からの新たな批判的監査機能を有するといえる。また同時に、監査表明以前における助言もなされていることを考え合

(37)この見解の具体的な例として、経営者の不正摘発に対する監査人の責任などについての見解が挙げられる。これは、社会が期待するものと監査人が信じている監査責任との間に大きなギャップが存在し、このギャップを埋めるために監査基準等の改正が各国でなされてきていることを意味している。アメリカでは、1988年4月に期待ギャップを埋めるために設定された9つの監査基準書（Statements on Auditing Standards : SAS）が、1997年2月にSAS第82号として「財務諸表監査における不正の検討」が設定された。これは、SAS第53号「誤謬と不正の摘発および報告に係る監査人の責任」の改訂版である。

(38)山浦久司稿「適正意見の意味の再確認とわが国へのインプリケーション」『会計』第151巻第3号、1997年3月、11頁参照。

(39)14世紀ごろのヴェニス、フローレンス、ジェノア、ミラノ等においては、監査人に対して、誤謬や虚偽の検出高に応じて報酬が支払われた、とされる。

山榊忠恕著『監査制度の展開』有斐閣、1961年2月、16頁。

わせれば、批判的監査機能が指導的監査機能によって補完される関係にあるといえよう⁽⁴⁰⁾。

しかし、いずれの監査の場合も、投資家の投資意思決定情報を適正に開示する方向性と、証券市場社会を混乱させないで安定化させる方向性が認められる。

V. 結 論

これまでみてきたとおり、株式会社とそれを取り巻く社会環境との関係は、ますます密接になるとともに、株式会社の維持存続は資金調達活動・利益獲得活動のみではもはや成り立っておらず、社会環境の変化に伴って会社それ自体もそれに対応せざるを得ない状況にきている。このことは、株式会社の維持存続が社会環境との共存によって成り立ち、株式会社自体も社会環境の維持保全を果たす役割を担うことを意味しているのである。したがって、そこでの会社経営者の責任においても、従来の利益追求とその分配といった外部利害関係者との関わりを重視した経済的責任のみならず、会社に対する社会環境の要請に応える社会的責任も認識されるに至っている。この社会的責任には、金融・証券市場社会、財・サービス市場社会、労働市場社会、地域住民社会及び国際化社会といったさまざまな社会環境に応じた経営者の責任内容がある。また、この経営者の経済的責任や社会的責任を果たしているかどうかは、主とし

て会計情報によって判断されるので、経営者の経済的責任や社会的責任の解明解除をどうなすべきかが会計領域では重要である。もちろん、この場合、社会環境の要請に応える責任をもつ経営者とは、全般的な業務執行の意思決定を行うトップ・マネジメントである代表取締役や取締役、さらには取締役会を指しており、ミドル・マネジメントである中間経営者層は経営全般にわたる責任を有していないので、ここでいう経営者には含まれない。

証券取引法会計の機能についても、本来の機能は投資家保護機能であり、その中核は投資意思決定情報提供機能となるが、これは経営者の経済的責任と結びついている。しかし、証券取引法の機能はこれのみではなく、証券の発行市場・流通市場の秩序が乱れないように投資家の投資意思決定に有用な会計情報を適正に提供し、公認会計士または外部監査法人による批判的監査ないし指導的監査を受けることで、投資家の利益擁護や証券市場の維持・活性化等を図ることもまた重要な機能の一つといえよう。したがって、広義の証券取引法会計（監査を含む）は、証券市場社会の要請に応える経営者の社会的責任の解明・解除を果たす機能をも有していると指摘できる。ただし、この経営者責任は会計監査人の適正意見表明により解除されるのであり、広義の証券取引法会計は監査人が意見表明できるように判断基準を提供すべきであることはいうまでもない。

加えて、近年の国際化社会では、会社内容の開示制度についても大幅な拡充強化を進められてきた。すでに示したように、1990（平成2）年にセグメント情報の開示制度が導入され、日米構造協議を受けて、翌（平成3）年から関連当事者との取引の開示制度が実施されるに至ったのもその一貫である。また、証券市場のグローバル化が進むにつれて、より一層開示制度の国際的統一化が叫ばれるに至った。1995（平成7）年の外貨建取引等会計処理基準の設定や1998（平成10）年のキャッシュ・フロー計算書の制度的導入などもその現れである。しかしながら、現状では、証券取引法会計は、世界の情勢を把握しつつも、十分に

(40) 今日におけるわが国の極めて厳しい経済状況では、経営基盤が脆弱な企業が公表する財務諸表が意図的に歪められる可能性は決して低いとはいえない。そうした状況の下では、事後監査である証券取引法監査は、より批判的監査機能を強めることになろう。逆に、好況時のような企業経営が安定している場合には、批判的監査機能と指導的監査機能を同位水準に位置づけることになろう。したがって、証券取引法監査は、経営基盤の安定した企業と不安定となった大企業に対応すべく、基本的には批判的監査機能を中核に置き、指導的監査機能によって補完しながら、投資意思決定情報の適正な表示を促すものである、と筆者は考える。

はその要請に応えるだけの開示制度とはいえない。この点については、証券取引法会計の会計ディスクロージャー制度がどう機能しているかに係わる今後の問題といえよう。 （完）

〔付記〕本論文は、愛媛経済論集第18巻第3号に記載した「経営者責任と証券取引法会計（Ⅰ）」の続編であるが、発行者である愛媛経済学会が諸般の事情により印刷所の変更・版サイズの変更（B5からA4に）を行った関係から、前号論文と本号論文との間に記載形式の不統一がみられることを断っておきたい。